平成２５年（フ）第５９号
栃木県矢板市扇町２丁目1615番地１　サプリングフィールド201号、前住所栃木県矢板市本町９番21号　ジャンボ新世界内
債務者　富田　裕之
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６号
栃木県宇都宮市下栗町1854番地
債務者　細田　一夫
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９号
栃木県日光市文挟町311番地５
債務者　石川　久美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時40分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８号
栃木県那須烏山市上境755番地４
債務者　松本　　享
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７号
神奈川県藤沢市善行５丁目１番５―2201号
債務者　新倉　　隆
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８７号
岡山県備前市吉永町今崎699番地
債務者　濱田　潤三
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９８号
岡山市南区立川町５番21号立川宿舎１号棟１―203
債務者　兒玉　直樹
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０１号
岡山市東区松新町163番地33
債務者　浪速加寿美（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１号
東京都東大和市清原３丁目１番地22―201号
債務者　鈴木　哲也
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７５号
東京都八王子市越野29番地７ホリーハイツ102号
債務者　入野　　稔
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９４号
東京都八王子市子安町３丁目36番14号マドレーヌ子安町203号
債務者　織口　康次
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６５９号
静岡県藤枝市田沼２丁目１番３号　セジュールタヌマＡ棟102号、旧住所川崎市中原区小杉町１丁目547番地24　ジョイフル新丸子第３―209
債務者　前田　侑紀
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５４７号
大阪府箕面市白島２丁目27番６号
債務者　小桐奈津子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９０号
大阪市中央区西心斎橋１丁目16番10―303号
債務者　内藤　大輔
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０１号
岡山県和気郡和気町加三方907番地
債務者　幸嶋　義枝
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部